

日本観光経営学会会則

2019年1月12日制定

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、日本観光経営学会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、学会理事会が指定した場所に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 本会は、観光産業の経営的課題に関する研究の促進を図り、もって観光経営学ならび観光産業の発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 機関誌、学術論文集その他刊行物の発行
2. 研究発表会、学術講演会その他会合の開催
3. 観光経営学の研究
4. 観光経営研究に関する国内外の諸団体との交流
5. 研究の奨励と研究業績の表彰
6. その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員の種別と資格)

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

1. 正会員 観光経営に関する学問分野について学識経験を有する者および観光に関する実務に従事する者で学識経験を有する者、または本会の目的・事業に賛同する個人および法人その他の団体
2. 準会員 観光経営に関する専門の教育を受けつつある者で大学院に在籍する者
3. 学生会員 観光経営に関する専門の教育を受けつつある者で大学・短期大学または高等専門学校に在籍する者
4. 名誉会員 本会に対して特に功労のあった者または観光経営に関する学問的研究において功績が特に顕著な者で、会員総会の議決をもって推薦された者

(会費)

第6条 次の各号に掲げる会員は、それぞれ年会費として当該各号に掲げる額を、毎会計年度の当初に納入しなければならない。

1. 正会員 10,000円
2. 準会員 5,000円
3. 学生会員 2,000円

② 納入の会費は、返還しない。

(入 会)

第7条 正会員、準会員および学生会員になろうとする者は、入会申込書を提出し、学会理事会の承認を得なければならない。

② 名誉会員として推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となり、かつ、会費の納入を要しない。

(資格の変更)

第8条 会員の資格の変更は、入会の手続きに準ずる。

(会員の権利)

第9条 会員は、機関誌の配布を受けることができ、かつ、本会が主催する事業に参加することができる。正会員および準会員は、機関誌に対する投稿ならびに学術大会における研究発表を行うことができる。なお、準会員および学生会員は総会における議決権を有しない。

(権利の停止)

第10条 会長は、会員が会費を1年以上滞納したときは、学会理事会の議決を経て前条に定める会員の権利を停止することができる。

(会員の資格の喪失)

第11条 会員は、次の各号の一に該当するとき、その資格を失う。

1. 退会
2. 死亡、失踪宣告または団体である会員の解散もしくは消滅
3. 除名

(退 会)

第12条 会員で退会しようとする者は、その旨を本会事務局に通知し、もし会費に未納がある場合にはこれを完納しなければならない。

(除 名)

第13条 会長は、会員が次の各号の一に該当するとき、学会理事会の議決を経てこれを除名することができる。既納の会費は返却しない。

1. 会費を相当年度滞納したとき
2. 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為があったとき

(一般財団法人日本観光経営学会への入社)

第14条 正会員は一般財団法人日本観光経営学会定款の定めるところにより、一般社団法人日本観光経営学会の社員となることができる。

第4章 役員

(役 員)

第15条 本会に、次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 2名
3. 理事 10名以上 15名以内

- ② 一般社団法人日本観光経営学会の理事をもって前項の理事とする。
- ③ 原則として、理事は一般社団法人日本観光経営学会に入社する。
- ④ 理事のうち1名を会長、2名を副会長とする。
- ⑤ 一般社団法人日本観光経営学会の代表理事をもって前項の会長とする。

(役員を選任)

第16条 理事は会員総会の決議によって推薦し、一般社団法人日本観光経営学会定款第18条に準じて選任する。

(役員職務)

第17条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- ② 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または欠けたとき、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- ③ 理事は、学会理事会を組織し、この会則に定めるところにより会務を執行する。

(役員任期)

第18条 役員任期は、一般社団法人日本観光経営学会定款第20条に準ずる。

第5章 会議

(会員総会)

第19条 本会は、毎年一回通常会員総会を開催する。なお、必要に応じて臨時会員総会を開催することがある。

- ② 会員総会は、正会員をもって構成する。
- ③ 通常会員総会は毎年一回、原則として4月もしくは5月に会長が招集する。
- ④ 会長は、学会理事会が必要と認めたとき、または正会員の10分の1以上から請求があったときは、速やかに臨時会員総会を招集しなければならない。
- ⑤ 次の事項は、通常会員総会に提出して承認を得なければならない。
 - 1. 事業報告および収支決算についての事項
 - 2. 事業計画および収支予算についての事項
 - 3. 財産目録
 - 4. 役員推薦についての事項
 - 5. その他学会理事会において必要と認められた事項
- ⑥ 会員総会は、正会員の10分の3以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事について書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- ⑦ 通常会員総会の議長は会長があたり、臨時会員総会の議長は、会議のつど会員の互選で定める。
- ⑧ 会員総会の議事は、この会則に別段の定めがある場合を除いて、出席者を除いて、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- ⑨ 会員総会の議事の要領および議決した事項は、会員に通知しなければならない。

第6章 委員会

(委員会)

第20条 会務の運営および第4条各号に掲げる事業を推進するために、学会理事会はその決議により委員会を設置することができる。

- ② 委員会の委員は、会員のうちから学会理事会が選任する。
- ③ 委員会の任務、構成および運営に関し必要な事項は、学会理事会の決議により別に定める。

第7章 雑則

(会則の変更)

第21条 この会則を変更しようとするときは、学会理事会および会員総会において、出席者（委任状出席を含む）の各々3分の2以上の同意を得なければならない。

付 則

(施行期日)

第1条 この会則は、2019年1月12日から施行する。